

中央共同募金会顕彰規程

(趣 旨)

- 第1条 この規定は、本会会長が次の各号に掲げる顕彰を行なう場合に適用する。
- 一 篤志寄付者への感謝。
 - 二 共同募金運動に功績のあった個人・団体及び共同募金活動が優秀な地区の表彰。

(感謝の方法)

- 第2条 この規程による感謝（以下「感謝」という）は、本会会長名の感謝状または感謝楯を贈呈して行なうものとする。
- 2 前項の感謝状または感謝楯は、原則として都道府県共同募金会において、適当な方法をもってこれを伝達するものとする。

(表彰の方法)

- 第3条 この規程による表彰（以下「表彰」という）は、本会会長から表彰状を贈呈して行なうものとする。
- 2 表彰は、全国社会福祉大会が開催される年次においては、同大会でこれを行ない、同大会が開催されない年次においては、適当な方法をもって行なうものとする。

(感謝の対象)

- 第4条 感謝状の対象となるものは、附則第3に定める標準額（物品については、寄付当時の時価で計算した金額）以上の寄付を行なった個人または団体とする。ただし、本条第4項の感謝楯を贈呈された者は除く。
- 2 前項に定める標準額に満たない寄付があった場合であっても、その寄付行為が特に感謝に値すると認められるときは、当該寄付を行なった個人又は団体を感謝の対象とすることができる。
- 3 第1項にいう標準額の算定にあたっては、3カ年以内に分割寄付した場合においても、これを1件の寄付とみなす。
- 4 感謝楯の対象となるものは、附則第4に定める標準額（物品については、寄付当時の時価で計算した金額）以上の寄付を単年度に行なった個人または団体とする。

(表彰の対象)

- 第5条 表彰の対象は、次の各号に定めるものとする。
- 一 奉仕者でその功績顕著なもの。
 - 二 地区及び団体で共同募金活動が特に優秀なもの。
 - 三 従事者で共同募金運動推進に多大の功績があったもの。

(感謝候補者及び表彰候補者の選定)

第6条 感謝候補者及び表彰候補者の選定は、次によって行なう。

- 一 各都道府県共同募金会会長の推せん。
- 二 本会会長の推せん。

2 第5条一及び三のものについては、この規程により表彰を受けた者は、原則として、除く。

(顕彰の数)

第7条 各年次の顕彰の数は次の通りとする。但し、奉仕者に対する表彰及び地区・団体に対する表彰については、会長は必要に応じてその数を増加することができる。

- | | |
|-------------------|--------|
| 一 篤志寄付者(個人)に対する感謝 | 若干 |
| 二 〃(団体)に対する感謝 | 若干 |
| 三 奉仕者に対する表彰 | 200件以内 |
| 四 地区及び団体に対する表彰 | 100件以内 |
| 五 従事者に対する表彰 | 若干 |

(顕彰の対象者の決定)

第8条 本会会長は、第6条によって推薦された候補者のうちから、顕彰者を決定するにあたって、顕彰審査委員会に諮問しなければならない。

2 感謝の対象者のうち、第4条の各号のいずれかに該当し、第6条により推薦されたものについては、前項にかかわらず顕彰審査委員会に諮ることなく、本会会長が顕彰者を決定するものとする。

(顕彰審査委員会の任務)

第9条 本会会長の諮問に基づき提出された候補者の功績の審査を行ない、その結果を答申するものとする。

2 顕彰審査委員会に関する細則は、会長が別にこれを定めるものとする。

(死亡した者の顕彰)

第10条 感謝又は表彰の対象者が、顕彰前に死亡したときは、生前の日付にさかのぼって感謝または表彰することができる。

(運用)

第11条 この規程を実施するため、必要な事項は会長が別にこれを定める。

附 則

1 この規程は昭和 39 年 2 月 28 日から施行する。

2 中央共同募金会表彰規程は廃止する。

3 第 4 条第 1 項にいう標準額は次のとおりとする。

寄付者区分	標準額
個人	20 万円
団体	60 万円

第 4 条第 4 項にいう標準額は次のとおりとする。

寄付者区分	標準額
個人	50 万円
団体	100 万円

4 この改正規程は昭和 40 年 7 月 21 日から施行する。

5 この改正規程は昭和 41 年 2 月 26 日から施行する。

6 この改正規程は昭和 49 年 9 月 2 日から施行する。

7 この改正規程は平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

8 この改正規程は平成 22 年 5 月 20 日から施行する。

9 この改正規程は平成 29 年 9 月 12 日から施行する。